

## 平成25年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書等

### 評価基準

- (1)各申請につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。
- (2)評価は、5段階の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。
- (3)評価事項として、以下の事項の評価を行う。
  - ①血液製剤適正使用推進体制  
代表者及び参加医療施設、都道府県担当者、日赤血液センター等の委員会の枠組み、運営の効率性
  - ②血液製剤使用事業計画  
今年度予定されている適正使用研究計画の有効性と実現性、研究成果の活用可能性
- (4)評価は、申請された書類等を評価委員に送付したうえで、別添の評価票に沿って評点を付けることにより行うこととする。
- (5)評価委員の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価指標及び評価者名を公表する。この場合、新たな利害関係を生じさせないように、個々の申請に対する評価が特定されないよう配慮するものとする。
- (6)血液対策課は、評価結果を個々の申請者に通知する。なお、原則として評価の内容等を申請者に通知するものとする。